漂民御覧記 附 亜墨利加図説 全

862
1

37

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

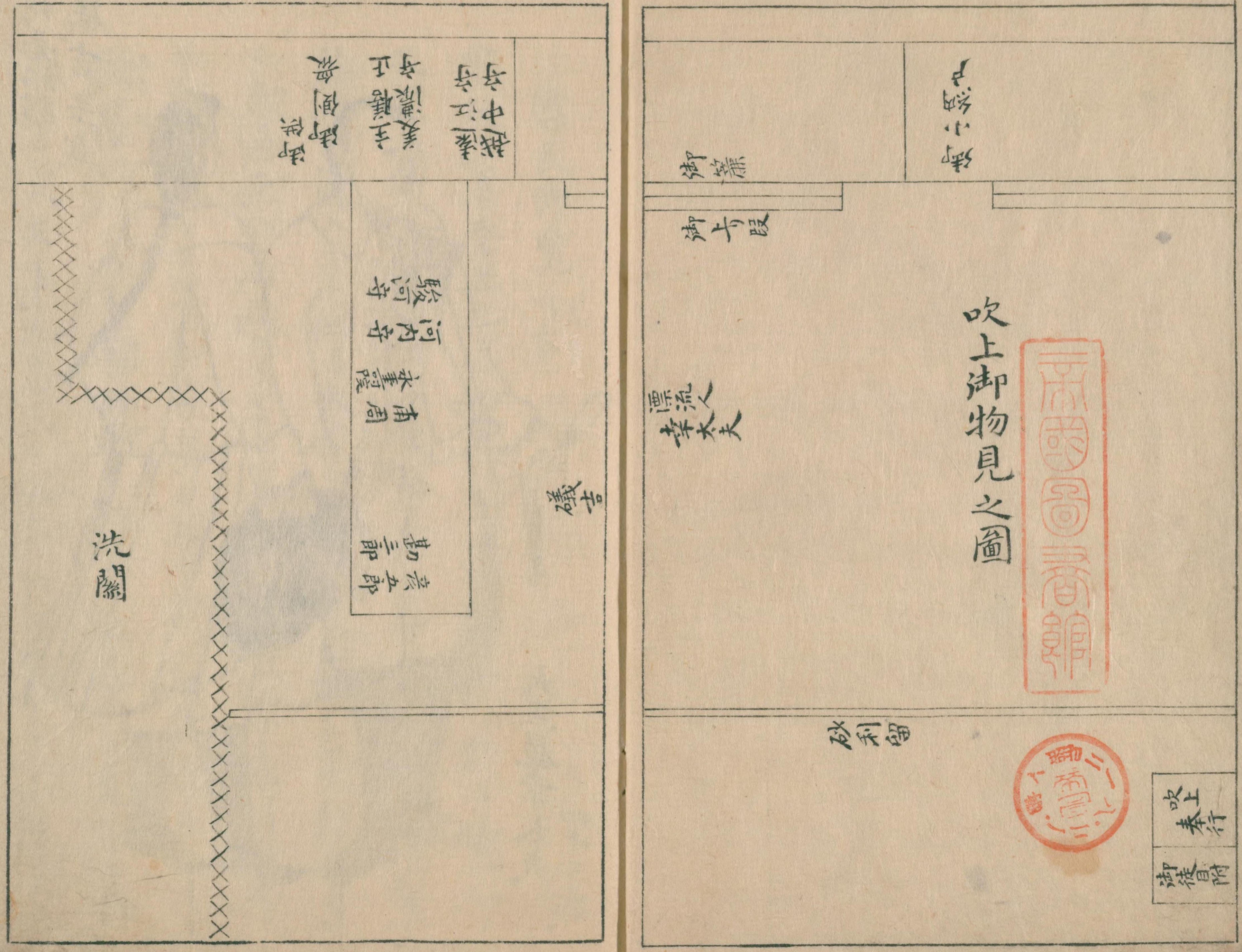

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

勢州若松村
磯吉 三十歳

大黒屋幸太夫
四十三歳

漂民御覧之記

寛政五年癸丑九月十八日吹上の御物見にて於て去ぬる
天明二年壬寅十二月十三日勢州白子を出船し其夜
駿州の沖にて俄に大風に吹放され同三年卯七月廿
日魯西亜(ヲロシヤ)の属嶋アミシツカといふ地へ漂着し夫より
カムサツカ オホツカ イルカウツカなどいふ地を経歴し
歐羅巴(ヨウロツバ)州なる魯西亜(ヲロシヤ)の都に出女帝に見へて許
しを受去年九月三日蝦夷(エゾ)の子モロといふ地まで

彼國の船にて送り届されける神昌丸の船頭大黒屋
幸太夫同水主磯吉なる者を　上覧ありて御物見
の正面に御簾を掛　御透見ある故に
御坐なと設く右の方の御入側には松平越中守加
納遠江守平岡美濃守高井主膳正列座なり
に張出しを構へ御小納戸頭取亀井駿河守小
野河内守多紀永寿院桂川甫周并出座等は
事由我等詞を通すへきよしを命せられ次に御目

附中川勘三郎矢部彦五郎此両人ハ今日の執事之
御坐の御後ハ御小姓御左には御小納戸群居まして御
白砂に席二ツを居る是は彼二人の者乃為にま
けるなり扨午の初刻になんとするころほひ幸太
夫磯吉を召出さる幸太夫ハ齢四十二歳にては三組
て後ろへ垂たるを結ひて巻き氈笠をきたりて
襟には黄金にて造りたる小き鏡のさまなるものを
並桃色の莫臥児(モウル)にて製したる筒袖(ツヽソデ)の外套(ウハギ)

に赤き玉の衣鈕を施し同し織物の袴をまとき
紺地の綿の緊身を着し足ハ白き莫大小の上に
黒き百尓西亜革の深沓をはき籐の杖を突けり
儀吉ハ齢二十八同しさまに髪を組幸吉か夫の如くる
ごとき物の紐ごとく作りたる被越笠をかぶり腕を
さし紺の多羅尼の外套を纏し紙の衣鈕を付緊身ハ
猩々緋に黒き縁をとりたる被着し黄なる間道の天
鵞絨の袴を着けは白めりやすの上に深沓をまとへい

幸吉か夫の沓とは少しく違ひて半より上ハ旆
色の革にて縫れたと表紙は同し細有り往
左手に笠戯地に並拝をなして彼民に出し
たる記文に此の人々は見ても紅毛人の類に
髪靴なりし文より文人に問せは其ちは都て類
変的賓かしと云たりも虚誕なし詳ふ
子石の一大奇事取置

問

一其方とも最初着船いたし候所ハ何と申地に候や

答

一アミシツカと申嶋へ漂着仕候 此處に四年罷在候
肉食事ハ魚の類（ルイ）蘭（ムシ）百合（ユリ）の根抔水にて煮研
く白酒のごとくにいたし候ものを飲申候 女ハ腮
に二本鼻の穴に二本角のごとく面頬并手の甲に
青き筋を入墨仕候 其角ハ自然に生候物にて
ハなく鯨の牙にて筆の軸のたさに削り長さ二
三寸程ニいたし右穴へ挿候ものに御座候 常に
はだかにて罷在 男子ハ被髪いたし男女とも頭の毛
を前穴居に住居いたし それより カムサッカと申地へ
罷越候 在留の中 無程乗組の内六人死亡仕候 其ハ病名
日本にてハ見及不申 チシカと申病に御座候 和蘭にてニケウル
ボイクと申 即青腿牙瘡也 此地にて魯西亜の加比丹 官名なり 是ハ紅毛にても有り
テモヘオシボイチと申者に出逢ひ オホツカと申地へ
連渡られ 夫より イルカウツカと申地に四年罷在

當地ハ寒氣甚敷冬の間外出候ニハ
面を覆ひ狐皮ニ而両眼を包み目計り出して
歩行候ニ付若しや引合せの透間より耳鼻なとを
あらはし置候へハ凍りて右のことく堅く成候家ニ入
暖氣を得て忽ち解落候ニ付指先なと凍候ハ急ニ
ほろほろに抜落申候右の節ハ乳酪(ボウトル)丁子肉桂
の末を和へ候を塗候て癒申候厳寒の寒気を受
候て手足も脱落申候現ニ同船の者ニも脱落し申

者右の症ニて相悩候ニ付彼国の医師大勢ニて釣鈎(ツリカギ)
掛候て足を撫切焼酒ニ浸し候木綿ニて切口を
包ミ療治仕候処其上薬ハ硝子に入与へ申候勿論療治
前ニも飲せ申候食物の手当ハ一日ニ銅銭拾文宛相渡候
右の銭ニて牛肉小麦なとを調へ給申候十文ニて一日
の雑費十分ニ足り候て去月より右の銭渡し候ハ態とお
渡し申候不自由ニ付候て元手借与へ以上地代年
貢等も無之候て商人ニおゐても返済申立

ホノ上ヤノ字脱ス

申候へは傍輩共仕候ともいたし其地の人々嘲戯候
相願ひ候ておすゝめ候ても何分日本へ帰国仕度
願ひ候ニ付彼一同承引仕り兎角仕露命を
つなき候あれこれ通へ御出願の事申お願候ても一条
埒明不申候中にも女帝の御聞に達し
御申し候て出し候ニ付私壱人都へ罷登
直訴仕候右の掠申ハキリロと申候捨本の居舟
ニツ頃出申候其節女帝ハチヱルポルと申所ニ御座候

れ候私が早速召出され候ニ付不容易ニは数多の役
人歴々お詰玉座の左右ニは官女雲のことく囲
繞仕候ところ恐しき様ニて狼狽仕候へ共御老
中より一人の役人手を取候て女帝の御前へ伴ひ
御手を差出し候ニ付戴かれ候ニ右の如
之ニ仕候て女帝御手を差延指先を私掌の上
へつけ候と申されて三度いたし候て當候
ニて殺すと申しかれ候得と存し如く仕候処帝に

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

都て見候ところの様体のよしに御座候　物事の彩
も手遠ニ而国中ハ国王城の様へ二三階とはおゐ
つふ申候土ニて土蔵作りニ仕或ハ石ニて高ミ上
五重六重ニ仕候家の二重目三重目ニ築山泉水
なども拵へ花畑なども作りし下地を調ニて張
其上へ土をつきものにし御座候家作りの様ハ王
様も平人の住居も左まで違ひ候様無御座候

問

一火災の様ハ如何候哉

答

一右申上候通家居大方煉土石等ニて御座候ニ付火
災ハ甚少く御座候得共地下居間火事も度々
有之二階の火事の様三階ニハ不申右隣家ニ
ても類焼ニ不相成御座候畢竟立家焼失
仕候様ハ多く家内ニ御座候道具或ハ内造作等
焼失仕候ところの様ニ御座候　地去本ニて家作り仕候

八度ゝ火災もありしよしニ承り候

問

一塔楼の上ニ大なる自鳴鐘有よし見候哉

答

一楼の外大造なる物ニありて大さ此邦にて仕る水
車の輪程ニ相見へ申候

問

一城門の上ニ魯西亜中興の帝伯多禄（ベトル）の像を
置し由見及し哉

答

一伯多禄（ベトル）の像ハ堂屋ニ安置仕有て御宝庫ニ大
なる磁石ありて大さ三尺計ありて四角ニ仕り鉛金を
入れて銅ニ見せし其外四隅ニ百貫目程の碇一挺つゝ
吸付居たし磁石の獅子仕りけれは螺旋を捩られ吸
所の遠近によりて四方の碇地ニ落し又て螺旋を戻
しつ其の碇飛上り本のことく吸付たし

問

一ムスクワニ大石火矢有之由見及候哉

答

一鐘口へ入候節ニ臥候て手を延候て指先わつかに届
申候大さ三尋計ニ相見へ候由同所ニ大鐘有之
鐘堂ニ吊候鐘ニ地ニ落入候周りを堀石垣
をめくらし其内へ入候て見候ものゝ大

銘しるし候中ニ有之候重さ日本の四

[illegible]

ニ仕二千五百〆目有之由小山の

ごとく相見へ申候

問

一駱駝も見及候哉

答

一ヤコウツカよりイルコウツカへ参り候道すから見申候

一駱駝ハ牛の外大きく背ニ瘤有之候頭ハ
馬の外細長く頭小き姿ものゝやうニ有之ヘルヘルウダと申し

問

一タバコと申す物和子ニ候哉何としてきせるハやきの
ますしや無之候哉

答

一此方のよりは下戸ニ御座候矢張タバコと申しきせる
やきものも御座候金も石も御座候水晶ニて天火を
取られ申てくべ申し私共ハ何となく候故天
火ニてハくべ不申し何れも銭手ニ而一向なく
まくらニてくべ申候

問

一武芸ハ稽古いたし候哉

答

一右の銘一向見及不申し足軽体の人の鉄炮稽古仕
候を見物仕し申候足の踏やう鉄砲のいかし候弓ハ
侍の持候銘見及不申し鑓術の持も鉄て遊申し玉
極簾末成物ニて矢作り鉄炮の人のある和子ハ至て及
物ハ甚能く一向切れ不申し金具ハ荒砥ニて白研ニ

仕候よしに御座候

問

一老中ともおみへ候人往来の体ハ如何いたし候哉

答

一是ハ至て手軽なる事にて御座候 輿ハ甚高く立
派に作り車の輪四ツに作り馬六疋にひかせ候 輿の内
ニは四人程乗候様にいたし 私共も拝し候 御老中と同車
にて罷出 遊びに出候事にて御座候 女帝の御幸迄も

手軽成ハ乗候て御座候 車の先キ前後二人立候かぐふ
ミて御座候 声しあげ候 詮儀ハ弥程拝見いたし 尤留守の

尤ノ下人ノ字ヲ脱ス

儀ハ存不申候

問

一首尾遊候ハ何様ニ候哉 獅子かけ候様も何ぞ哉

答

一獅子提候ハ女帝より賜り候時計ニて御座候 襟に
候メンダアリと申もの ニて御座候 片面ニ開祖伯多禄

帝王乗馬の像并画ヒ当今の女帝エカテリナの肖像
に写せし是も女帝より賜りし由メンダアリと名付候もの
魯西亜国中何方へ参り候ても旅路の者扱ひ不致候
趣にて旅人の制ある子仕り写せしに何方へ参り候ても
咎メ候人もなく写せし、今までの事など御老中へ
申上一枚宛写させ候
此問答終りて　上ニも暫しく又御漂民ニも
書会を終ふ此度拙者にて御白洲へ罷出さる

此度ハ外套(ワラ)を換へ幸太夫ハ油絨(アビロウド)色の多呢(ラシヤ)儀
吉ハ老虎(カバ)色(イロ)の多羅呢(ラシヤ)なり
問
一 其方共事魯西亜ニて救命の恩を蒙り候厚情候ニ
は存すまじき事に有るハ如何存候哉大切に
存居可申事ニ候
答
一 恩義を捨て候ハヽ決して仇とは存申さず候事なり

ら大切ニ存し候得共程の儀ニて無御座候

問

一左程ニ思候も無之候処何故強く願を立不

一御尋ニ候共

答

一忠孝ハ本國ニては父母妻子兄弟なと御座候

恩愛の情お忘かたく候上食物なとも不自由ニて難

儀仕候ことなしと事一ヶ様ニお通し候様願

んニまかせさる事　猶ニ御座候ニ付身命を擲ち為御

出仕度お願の事ニ御座候

問

一右儀は尤ニ候ハヽ然らハ候哉

答

一是迄ニも聞及ニ御座候誅ニ逢く方々の一命くま

さり此方ニ参り候一向通弁仕候ニ付お察し候得角

ニ身不便利なる事　此上ニ御座候唯識らず〆ふし

程の困を御弁候ハ中々の事ニ御座候

此一行衍

問

一 御公の如く海部諸何ぞ如斯しれ候ものは如何哉

答

一 国王と申は兼て承り候通り此方の一統主

老中と申役人御公の御申され候は世界の国大

抵の国と交易通商せざるは無之候に日本の通

信無之候故此度汝等を送り帰し因て交易の儀を申

談じ度事に候得共候間諸く之申論候て

ハ無之候者中合ありし者は此度帝より仰渡さ

れ候事に御座候は兼て承り全く右の役人の存寄にて

申出され候事と推察仕候

問

一 彼地にて耶蘇宗門又改宗いたし候者は罪有

水を浴しらしめ其を重く唯此上なく名を

改め候ものは勿論名を改め候ものも水を浴せ候ものは

如何なる事に候哉

答

一御尋之趣ニ付申上候名を附候時ハ何ぞ水を浴せ候事と存候御見ハ小児七歳ニ而名を附候節も大鉢ニ水を湛へ小児を水中へ三度浸し上ケて名を附し小児頭の外帰り候

問

一宗門に入候ものも左様の水つけ申候哉承度候

答

一前ニも申上候通私共ハ制禁ニ而何方へ参り宗旨の水を見候ても左様ニ咎候義も無之候也右様の儀ハ何体ニ見物仕候様ニ存候

問

一十文字ニいたし候物を貴候ハ見及ひ候哉

是ハ切支丹の法具なり

答

一是ハ家々の入口ニ悪人之首に乙下し名をばキリスト

申候但し十文字のくハ無御座候此後見申候横木を
三本入候處ニ御座候然ル處人の宅へ參り候節ハ其家ニ
に先佛壇を拜し夫より主人へ挨拶仕候由ニ御座候
其外節も主人ハ客を仕候以て佛壇へ拝させ
仕候儀宜敷事ニ御座候佛の事をボーつと申し
ボーつとは上と申事ニて即ち天の事を申し私
ニ承り及申候

問

一硝子を吹候を見候哉

答

一私ベチエルホルニ出帆之節旅中萬端世話ニ仕呉候キリロ
と申し者ハ硝子師ニて御座候得彼是宅ニ参り候節ハ内見
物仕候石を粉ニ仕山塩と小麦粉のごときものを合せ
ニ京ねと交物仕候是ハ手ニて仕候事ニ御座候板硝
子を吹候ニは先鉄利のごときものニ夫より管
吹立山塩ニて竪ニ筋を引窯ニ入候ハ右の筋より

二ツに破り竹を破りて柱ニ致し右を三方土ニて塗
ふさき候竈の由ニ而并へ候て焼候へハ南方へのひ候て平
らかに相成申候

問

一諳の製法見及候哉

答

一随分見物仕候地を堀候て甕（カメ）をいけ厚板ニて蓋を
仕多く穴を明ケ夫ニ土をかけ松杉の類燃候て脂多く
木を積候て火を焚申候へハ火廻りニ附て上より生子成
候ひ蒸焼ニ仕候て下の甕へ自然ニ溜り申候諳二斗
出来候ハ上ニ水二升ほど湛へ候もののまく浮申し

問

一哆（ラ）囉（シ）呢（ヤ）の織方見申候哉

答

一随分見物仕候綿羊の毛を紡ぎ候て実糸ニて織し
織上候節水を責遣毛の硬き刷毛ニて出し取り要附し

問

一魯西亜ハ冬分の頃ハ雪の外日短ニ成候ハ如何覚候哉

答

一さのミ短き様ニも覚不申候只五月より九月頃迄ハ
夜中も雪の外明るく曇り候ても昼よりも明るきと仕候
故細ク認メ候ものニても燈不申しに読メ候程ニ御座候

問

一何ぞ格別なる変事と存候事ニ逢候ハヽ一々申候哉

答

一左まて変事なども逢不申候併右地方の
寒気つよく覚候寒初ニても中土より寒く候而耳鼻
も解落候手足も切落候時ハ寒死と申候得ハ凍死と申候
其の外は無御座候

問

一鴈ハ年中居候哉

答

一夫婦連ニ居候ハ禁内裏の中より秋の初までに子なる
雛鵞卵をうみかへし候ハ家にても羽をとらす鶩の
めくみ子其外卵をとり食料ニ仕候雄四五羽に雌三
四十羽程飼置し卵の味ハ甚よきものゝよし

問

一ムスクワニ大なる石橋なとも見物いたし候哉

答

一其の橋ハ損して當時ハ板なる仮橋桟かけ往来仕候

問

一彼方にて日本の事存居候哉

答

一何事にしも能存居候に日本の事ハ實を詳らに
記し候書物並ニ日本圖抔も見及申候日本人之内桂川
甫周様中川淳庵様と申御方の御名をは何れも存
居申候日本の事を書候書物の中にも書載之有
之候を承及申候　中川淳庵ハ若州の侍醫なり往年病死せ
彼邦にては官醫の様子に伝居候よしなり

問

一水車風車ハ見及ひ候哉

答

一水車ハ所々ニて鍛冶屋機坐ニ皆水車を用ひ候
風車ハ羽根四枚ニて諸の外大造なるものニて是ハ
流川無之所ニて相用申候尤風無之節ハ相廻り不申

問

一都の入口ニ彼國の捉石に彫附有之候を見及候哉

答

一見仕候処文字相分り不申候故如何様なる事とも
弁へ不仕候

一私共帰國致度段差出候得共兎角彼律法
ニて日本へ通船仕候義難叶候ニ付紅毛人ニたより
且日本へ送遣候ニ付和蘭國へ参候魯西亜の帝へ差出
候國へ相渡しに付是魯西亜の手を離れ候
ニ送届ケ申候とて申候る海上何ほとかゝり申

引とおなしくして三年かゝりはへし着けし魯西亜よりハ
左程年月ハかゝらす候得とも格子取りてとも第一暇ひま
去ろひ申候得 紅毛人共お教申と海居の内淨國
の成申候 渡されし事に御座候
一イルコウツキまては朝鮮人を見かけ唐人をも見かけし
北京人のよしに御座候
一冬中ハ橇に乗氷の上を犬に牽せ申候一人乗犬四疋
乗りかへし絆の外乗さもの子く御座候 貴人ハ馬にて

引せ申候
一ペチェルボルに鼠なとの野猪(イノシヽ)兎雀ほとの矮鶏(チヤボ)御座候牡
猪ハ物国の者持納不申と存し三足まて飼置候処
彼国の者とも所詮保ち申ましく候以如申候得とも至
やしなひ飼置候処弱りて斃申候
一当今ハ女帝にて御名ハエカテリナ。アレキセウナと申し
御年ハ六十四太子の御名ハパウル。ペトロイチと申御年
三十九皇孫は一人にてアレキサンデル。パウロイチと申御

年十六二人なりコンスタンチン。パウロイチと申御年十四に御成なされは

右件の四箇條終りて後二人の漂民ハ御暇ありて雉子橋の外なる御廐の宿に帰りぬ實ニ昇平大和の御代ニ生れ出　御身なく仕ふまつるあまさへかゝる事迄も見奉られ去るもあらん聞も及ばざりしなりぬれとく摘綴き筆紙ニてひそかに記し終る事ニなすと

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

后

天保十五辰年漂流人極那郡畑崎村市左衛門倅和三郎唐国ゟ
送来り候長崎より来り候節ゟ召連帰り候人ゟ聞取り
ニ付江戸ゟ御下知有之候ニ付戸川播磨守殿ゟ達ニ付御請
大夫殿ゟ当辰四月二日ゟ出府ニ付御直ニ承り候而六月廿三日右之文
其長崎表ニ罷出御命をうけ七月廿二日六時頃ゟ出立而和歌湯村
儀左衛門并権之助右衛門等兼而紀州之事ニ付一統ニ人数合二十五人
乗り同夜中ニ沖へ出帆し小伯か隆崎沖ニ待居候中渡海致
同所ニ而難を避け同十八日夜朝小倉ニ着岸し翌十九日
小倉を出帆し同廿四日長崎ニ着岸之処清国ゟ来ル
之由申付候得共御役人ゟ立山ニ而役所へ参り候而右之段同
廿二日ニ而役所ゟ和気公用人御奉行四郎ゟ面談之上出頭候也

此外前残りのものとも引合根吉様島町七蔵平
兵衛と云るものゝ方に遣し置き其處にて漂流の始末承らむと云て入
はの事故まゝ召行而に右様支衛八月五日より引続同七日迄
時発足十日に小倉に到り小船に乗て初の漂流人初五郎
に對面して始終の事を聞しるす

天保十二年丑八月十日兵庫西の宮内町中村屋伊三郎船千二
百石積二十八端帆永住丸と云るに塩並砂糖綿等ブドウ酒ニ
粮米十五俵積入沖船頭善助 紀伊人 初太郎 同上人 七太郎
同上 伊之助 伊予人 利七 紀伊人 万蔵 伊勢人 弥一郎 紀伊人 要蔵 南部
三平 同上 安兵衛 摂津人 宮路郎 惣助 紀伊人 亀吉 丸亀人 勘蔵
十三人乗にて出帆し九月十八日総州浦賀へ着て同所役場
惣三郎方へブンドウ七十俵積て翌十九日暁丑刻に同所出帆して
同十日に至り南部大網代の湊へ入船し十月四日に出帆し南部を
去て犬吠沖にて風あしくして漂ひ居る内同十二日の夜亥刻比
戌亥の風吹しきりに吹来りしかは帆を下けて子の刻より風波を
凌ん為に引綱おし碇を掛置十三日迄しく風おさまらず猶又荷
物を捨去の〳〵内方に粮米ら米二俵斗に成りしかは
乗組十三人の食料に米奉薪を粥に煮てぞ居たる
十四日夜より猶風あしくして凌かたく覚へ各神籤をおろし帆
柱を切おとさんとして一同斗切り帆吹おろし海へ飛入りけり夫が舳を
碇を二挺引七カビス 帆綱の ことなり 四筋引て惟神の助を祈るのみにて
ただよふ斗り十九日頃より斜に升斗にて漸風凪ぎるに又〳〵午刻

す〻艮の風にかはりして亥子の方の針かあしくなり雨も大に
降まさり翌亥の刻の頃に又戌亥の風はけしくなりて十一月
七八日の頃はいよ〳〵甚しく風あらし此時は八日頃に粮料も尽ける
同十日頃に船の舵損されたゞ〳〵覆る船中に水入けるに
其内日四十余日ハ船も破れなんとせしに三舟を卸して捨てり七
挺あましし碇も連ねて切て二挺残りカジスも六十余の内一筋になる
只八碇二筋の内二筋流れし通砂糖桶を出し死食し凌ぎ
此うちかすか程の事もなくていつれも疲れ果て飢えて死れ
只神仏を祈る計りにて漂ひて折より風のつ八字に帆を綴ふ計
をまほ其の角松の木を採りて筵の形に結ぶ一艘でびき柱と云
魚を得て食料として翌寅年二月の半までに百四十計も

糖

釣て食しぬ其頃長サ十二三間計の小さき黒船に六八人乗れる
遇ひて近寄りて端舟を二艘卸して一艘に二三十人筒鉄炮の鉄
炮六挺持て阿蘭陀人のやうな人五六人乗りて来り船を四方に浮べて
来り様に飢えしと見ゆる彼本船へ来りて食物を与へんとのに
皆々悦しく船中に有ける浮罫樽砂糖十七樽銅釜鍋まで
を端舟へ積て本船へ積移りかの者十二人も皆乗移りしに
亥の偉にこの船は捨て島へ向て六十日計経りてたどり着ける
近寄て碇を入ておりけり此時午の刻頃にて亥子の方の針頃に船
太郎兵衛孫一郎多吉利三郎伴三郎清助其外七人端舟に
乗て陸に上りけるにて居ける衣中にもとろとろに船いなりて
ものを捨てて其の船の衣を打掛しいづれも斃てあはれと思ひて

揖を振あけ打んとせしけれ皆〻逃上れハ言語通し端舟を漕帰し
本船の役を物語せしに乗合とも皆〻打驚無事成に悦ひ
七人の者廣東ニ着して程なく南京利国郎の商人ニ参る
ありやと尋ねしに四五丁程行て二軒の人家見へける故其処に行
に阿蘭陀人のやうな装束したる人二十人計集居て商売する様
にて漕泊難儀のよしを手真似にて語りけれハ合点せしにや
見へ商人に水を一杯乞与へて問合の人あまた集りて住居まで尋ねけるに
日本と云より見れハハツポンといふて悦ひけるを見て居る者今五人程
出て居ける手真似にて話しけれハ彼人も手真似にて様子を問ける
人の者も連て漕て七人本の二軒屋へ——
帰りける内に其処を尋ねけれハ石造りに大樹のあるを見つけて牛の皮二枚

おくりけれハ故七人一所ニ国へ帰りたく候大抵四月中旬頃より
まて日本の七月頃の気候にて暑くありしが秋の頃に成りて聖象寂
頃くらいに参り人二三人出来り七人を三人と四人と二軒へ分て其家の
内へハ入れ連て軒下に蓆を敷して日除をせさせて揃へ置き
彼牛の皮を剥て食物を与へける唐黍の粉并に獣の肉を焼
喰ましめ芭蕉の実杯も食せり芭蕉の実ハ熟して甚く甘ける
をも生にて食れける物也右二軒の家居一軒ハ長五六間奥行
四間程有て四方壁ハ土を厚す三尺計にして高一丈程積上
草葺にて屋根ハ茅にて葺たり尤茅ハ我国の
菖蒲に似て長さ一丈程有りて葉の幅五寸計にて一枚程一
茎に生ずるものにて屋根を葺たり家の内ハ土間にて畳しける

村ハ床の上ニ更紗毛氈の蒲団を敷て臥シ屋形ハ何ニ様
ハ家ハ土ニて造リ或ハ瓦ニて葺其外人物ハ唐土日
本ニ替りたる男子ハ髪を剃へ毛ハ頭の全く切捨ハ総揃
ひ髪ハ左右ニ分ケ耳際ニて切揃へ又ハ切口
髪ハ縮れ髪ニいたし長さハ壱寸計ニもいたし居もの多く
有之是ハ夷人の習ひと見へ候絵ニ髪を切居候女の
髪ハ左右へ分て頂ニ而結付頭ニ髷を結い居る者も有之
子之針筋ヲ付候ものも有り候但シ陣羽の幅四尺ニ長ハ三尺計の
単毛織を打懸け腰ニ而左右へ分ケ道へ裾引出して纏
家の内ニ居候時ハ肩ニ甲ひを居て此処ニても男女ともニ
女性さ...と云風ニ見へ候由一軒の家居大さハ四間

其本ニて柱を掘立建ていたし壁を付屋根ハ何れも此処ハ山の下
の浜辺ニて積置候と見へ候二軒ほと豚豕羊雞抔を飼
置候庭廻ニ垣を見へ候て栫柵の内ニ入居候此処ニ一両居
候内ニ召捕りニ武器を積置船ニ右獣の肉を贈りいたし
積込ニ相成ての油を積候ニ四人乗組候て七人ニて乗組出帆いたし
二十三日ニ着岸り三日目の昼の刻計ニ揚陸へ渡し何ツ頃乗組せ十二
三足ニ而乗組て馬鞍具日本の物ニ相違なく候名前ニ相て
浜居人外右船の乗組居人并浜辺ニ召出候て陸へ参り即二軒居ニ居
居内居人ニ而綿さいほ相成り候体ニ而寄ていたし候ニ付き其者を先導いたし
参りし道ニ十七八丁程行候人家七八十軒見へ候此処ハサンホセ
と申す處ニ而是ハカリホリ子の内ニて國の惣名ハメリカと申

嵩りの家通りけれハ役人体の者三人居たる故馬から下て挨
拶し浦の方を見るに彼賊船より銘々の七右衛門苗能
弟ら居たり揃々を呼ける此浜辺へ彼船水を汲ニ上りける
商人を捨られ召連此処ニ来りし事とて居りし由承り
速しかのる此所内所人体の者七人計来り九人の者を己
人死呑通詞卯太郎壱人諸り居るを手数五十餘計
子見てる仁体なき人来りて連候べき揃々ニ延此家の主人
の妻と思しき婦人或ハ寡婦とも思れ候か何ふ此男留主
つき揃々吾の人ハ連詞つきとおそひら内彼人ニ伴候て一町
斗程けて家ニ入通留いしし此家ハ五間ニ四間位ニて柱ハ
掘立ニて壁を付屋根ハ萱葺家内男女八人此内下女弐人下男

壱人ありて土間ニ寝臥床あり蒲団を敷上ハ革のふとんを着て
臥すなり病気ニても有之哉言葉も不通由ハ床を帰を毛をあり
人物衣服和の処子からん食事も同様にて宿にて得ぬ程起
こる時分の事砂糖或ハパン（小麦の粉にてカステイラのやうなもの）をたべさせる男女
とも当ハ厚き革を三枚重ねたるを着るもの左右ニて継
きたの焼付く漆られど白の毛を変されとも已刻限ハ済し
或風出ちらく家ニ夫道人を殺さぬと思ハれ以男女とも四五
ヶ国ニ来るを済く是れも唐ハ人ニ見せぬ之和太郎を呑し己九人
の者の頭髪を始諸事の風俗ニあらず居る此方て衣服肥薬
を作る肥ハ少しも用のべ水すて姓ならす大小便の不
浄物ハ狼を出して言捨させる一体無之も

見て〳〵婦人ハ衣類の洗ひすゝぎを業として二日目くらゐ差をかへるく
主人ハ折〳〵鉄炮をかたげて山に行兎などを打来れり和三郎も折
〳〵山に行て果物などを取て来りて打寄て遊べり此土地にも小辰(?)
僅程の事なハ絵(?)て見る人のいひしを学び米の書ハこその衣こその衣(?)
の事の書くの違ひありて文字ハ阿蘭陀の文字にて二十八字をい
ろはにて用る也和三郎も自分の名ざけの文字ハ覚て帰り
けれども其の外ハ甚むつかしく覚ひて任(?)のすへ習ハざりしとなり
細工など計るて薬物を読し人なり ラツパスと云処ハ此処ハ
仁義にて事に居りし人也 旦(?)之隔ゝて薬物も遠くへ隔る
しとく ラツパスも居処 カリホリヤの内 又四五十の程ありて無(?)助伊之助伝三郎の三人も
読りたる人の姓俗の人にて他ハ稼の為に行て一年に逢へり

其後ハ有りし趣(?)五人ハこゝに二百の許居り和三郎の居
る家の主人ハ寅年八月生マサトラと云ふ家居七八百軒許も
あるところハ公用ある所ありて常に米メリカの城下メヒコと云ふ処
より年々の中に来る所あり彼処ハ則ち鱼(?)之ハ女計の
事也何事も和三郎に教えしうちにて家内にも居(?)…
く飛脚を求めて行くに陸上凡五百里程の道のりにして其
ありハ五百里之程のあらはさる所に大坂へ行程子存居れる事に
て日本上方へ付る五日目往来の黒船ありしと此家の主候(?)
○チヨウサ 是ハ和三郎居候家の亭主なり ○ミゲル 此家の主人の名なり 此者ともハ云ふミゲル
チヨウサと延(?)子学ひて ○イナニヨ 此内の妻の名なり
人倫 ○パヽ 父を云 ○マヽ 母を云 ○アントウニ 兄弟の通称 ○イホ 我子の事

○ムチヤチヨ人の子のこと○セヨール且那○セニヨラ奥れ○コヽ子ル下女の通称
○キンボレ男をいふ○モヘル女をいふ○テンポウボイノマロウ私ハよろこぶマトニとあり
天○ソル日○ロ十月○イヽテレーヤ星○ヌベ雲○アコワヨベル雨降ることいふこと
○子ーベー雪のこと○テラ地をいふ天の事ハ乏し
身体○カベヽイ頭のこと○ナレイヽ鼻○ヰ、ホヽ眼○ボカ口のこと○レングハ舌のこと
○レンテヽ歯○キレハヽ耳○ヘツチウ腹をいふ又トマコとも○ナルガレ尻○ピイ足
○スヘハヽ眉○カベイヨ頭髪○パルコロ髭○デドヽ手の指○マノウ手の甲
○パコマ男根又チニとも○チガル陰門○ヽヤド小便○カバタ大便
衣服○フロツバ衣服をいふ○チヤケタ上着○チマレコ中着○カヽレヤ下着
○カリソンセヤ股引の下着○バレタロン上着の股引○ボトンぼたんのこと○フワハ帯

○サパト沓○シヨンブレヤ笠をいふ編るもの○カチチヤ笠のお柱ありての先ツ頭巾く
動作○バモス行こふこと○ホルヘル帰ること○ドロミル臥ること○子バンタロウ起る事
○コメル飯を喰よといふこと○ケベル茶を喰よといふこと又トマルとも云○バソ水呑をいふ
器物○タサ茶を呑器焼もの○コチヤラ茶匕○テ子ドル食事の時つきさして喰るもの
○コテリヨ庖丁○イシコバ箒○イシユペク鉄炮○カニヨン石火矢
○カマ臥床○コチヨン蒲団○カホン箱○サビレ刀のこと
舟○バリコ船のこと又ブラとも云○フラガト船の三本柱のこと○バヽダ一本柱の船をいふ
○ベリガンテン二本柱の船をいふ○ゴレタ二本柱の船のふてふきをいふ○ボテてんまをいふ
○ランチヤ大ふてんまをいふ○ベラ帆○リモヽ楫○アンカラ碇のこと
○バロ長き丸きものをいふ柱とも云く

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

煙具 ○タバコ 矢張煙草こと ○ピイパ きせる

人倫 ○カンピンテン 役人のこと ○ヘンテー 人とふこと ○シイヨ 私とふこと

○ウステン 卑賤の人をいふこと ○ゴウ 下等の人をいふ

言語 ○ムチウ 沢山なること ○ガランデ 大きなること ○シウシユ 少しのこと

○チキト 小さいこと

樹木 ○カリツ 竹のこと

言語 時令 ○ホウブレント 可悪ふことをいふこと ○フデシコ よきこと 見事なること きれいなること

時令 ○アンヨ 年のこと 一年二年の年のこと

動作 ○ボイノ よいこと ○フデシコボイノ 甚よいとふこと ○ムリマウ 死ぬこと

○ヨラル 医者 ○コメリヤ 芝居のこと多くれに年故こ ○ラレロン 盗人のこと

言語 ○ポンスペリミサ いえひきれませとふこと ○パンステン よくか出なされましたとふこと

○ヨーヤアントウニヤ（爰の人の名 人の名をくこちて云ふ）誰でござります（沢山な）ムチウ（まずしい）サルウテス 是そこれを言ふこと

数量 ○ウノ一 ○ドウシ二 ○テレイシ三 ○クワアトロ四 ○シンコウ五 ○セイシ六

○セテイ七 ○ヲチヨウ八 ○ノヲベ九 ○ゲイシ十

○ヲンセイ十一 ○ドウセイ十二 ○テレイセ十三 ○カトリセイ十四 ○キンセー十五

○リシセイシ十六 ○リシセイテイ十七 ○リシヲチヨウ十八 ○リシノヲベー十九

○ベインテン二十

二十より上ハベインテを上へ付て言ふ二十九迄も通りとそふれ廿一ハベインテニウノといふ也以ハ准じてしるべし

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1

ガラス使用

○テレンタン三十○クワレンタン四十○レンコインタン五十○セヽンタン六十
○セテンタン七十○ヲチエンタン八十○ノベンタン九十○セント百○こり千
○ゲレこり万
是より上ハかくの如く十万を云時ハセントこりと云ふ之余ハ准して知るべし

此国にて人の死ぬるを葬るを見しに厚き箱に入れ蓋をさせて黒き衣服を着せ生前其子が好みたる手道具なども入置て蓋を
〆白き毛綿を覆ひて舁行壇を深く堀て埋め
樹ある草木を切て植え土を覆ひ塚も段も出来して
終りて後ハ何の印も建ず唯植たる草木を見るのみ
犬狼の掘ざるの為なりとぞ
抑当主人の留守の内子和吉郎マサトランへ通ひの船にベロンといふ

者の方へ行して日本へ帰りたくば能く頼み申すべし今居住主人
承許を乞けるにいかばかりも一生なりとも日本
へ帰るの事ハ無論の事なり彼マサトランへハ阿蘭陀人住
来せる由承りて頼まんべし先船にて和吉郎のある
ラツパスへ行けるも[illegible]則ち和吉郎に[illegible]
へ和吉郎主人ベロンなども何を[illegible]和吉郎を連て帰り
和七人の者共相談して先和吉郎和吉郎共人彼マサトランへ
参り九人一同日本へ帰る事を試る様にて当国ハ
何となく彼マサトランへ参るに付ても宜しく出立の事相計なり
マサトランハ無事なる由見苦しからぬ拵にて新衣服を
着て持てる品々の余を売払て能き之を和吉郎

の所々内ニ逗留して十月末ハ九ツ時分ニベロヒの船ニ乗て出立
時家内の者共ニしや悦ぶる事もあらんかとも名残を惜しとて和
吉郎の手を取りてさき立あてておれは其時の風ニて男女書付差
服のまゝおかし承り手を取合相互ニ立あゐとして深切を尽せ
哀しみし態ども常ニ支那のおかみへいふかかく可成ハ哀なる男
女とも一夫一婦の外は一生夫に不持事なく物ねさき不くてサントラニ
一夫岸しかる時ニ相答附属非人ハ夫を合せいうして豪処
の領主ホロ子ルといふ人の家へベロヒ先ニ行て彼と見れは不有か
ハりく振れとも未ハ帰らぬ名残男彼方へ送りて拝せし差候ニ
幸ひ四年の内ニ彼地へ出帆の船も来しとの事なれ
サンホセニ終り居七人の者ハ家へ商人より又ハ銀等も合ていたし

居りし内ニ四ヶ年先ッ此者ども是帰るべき事ニ述し処右様子ヲとし
ても不図の事ニ帰りしハ半ばし候ハ先ニ商人彼出帆の船ニ
乗て行ハさらの事ニ在る処ハ彼サンホセの和吉郎を召合せし
チヨウサも来りて申候ハ和吉郎帰りしとも家ニ居されバ
娘ハ妻合せて銀一万余枚も差し遣し商売をもいたし候ハ一生楽ニ
と申し聞しいふやうの申立しあるも程ニ居ります可申
存思ひ御りしあらハ海山あれども立ち帰りし老父母ニ逢んが為ニ
帰り度きし其中ある内彼ベロヒも詞を尽くされ是非ニ不及して
互ニ手を取り招きあくし涙ながらに彼チヨウサ云いかなる神や仏ニ
て有ける事ニ逢ひしかりかども一生恩ハ忘れかたしと伏し拝みて立ちて
此サントラニの同居やうの者ニ逗留の内ニ其家の主人へ申候の大家へ商人

を遣りく合力を求られ銀五枚十枚或は六枚二十枚一家の大家
にてハ五十枚迄ひし家も有りて都合弐百二十枚迄ひとつにて
百枚取集りて夫れも其の私しらる迄百四十枚残りを持て
帰りしく二番目ハベロレセサンホセへ帰りける其の名も七右衛門様も迎
にて連れ帰りて帰しきれべきもの有りけれども厚く取りて置れさ
王丈に四番目に此度を出船して漁七十日程掛りて奥穴といふ子
墓ありも凡一万里もありしと覚へける此度へ来る跡まで サンルイチ。ワ
ホウといふ島に船をつなぎ大都居五六日許りも逗留しと見へける人
人物も所々に寄中国は土地と云ふ事し然れども阿蘭陀人様の来り
大概の様相なりハ無し唐土日本様の人のやうに此度子土佐の
漁人四人漂流して唐土を一度目に来たまじきやと云れく様を

見れも船狭くして取引せさりし傷しく思ひしもの之御恩門へ来て
三番目に和右衛門其人ニ上陸せよといふので着船と一所にいたし入れ私共
にて船して見れも取引せさる故銀二十枚分を着船に致し居端舟にて来て
陸へ上ると云ふ事 端船ハ薄漕ぎ本船も皆ありて参りし此度ハ庵
土の内まで寄せまして唐人数人居りて彼方唐人を迎へ出で居を
見れハ延しくして仕ひける人物も家の四方を剃て頭を挽て
しらく云ふおもしろく衣服も今も清子来り唐にて唐人子多く居
家居凡一百許りも有りと覚へ候ひけるまてし家ハ大家にて七二十間奥
行もあるけれてかハ家屋二階ニ格子之家作の家もこれ麻曲禄
なども座て之処此家の主人ハアメリカの人にて阿蘭陀人回れの人
あり此主ハ天竺呂宋 イキリス諸所の人の交り居る之天竺の人の

西洋唐土の人物至りて候由少し妻を娶して手跡ハ不断刑
てなきは申をかくし居りし日本人も人柄ハ悪ゆへ日本人の様
数多ありし天竺の形勢来ハ日本人ニ通し。曲此方の三人ハ日本人ニて
此方ニ去る丑の年の十月ニ漂着せしと申ものかの人也七弥三家の
者人十ヶ年も前ニ漂流したる越後の人ニ石龍吉三郎 五三郎
と申三人一所ニ居り此越後の人ハ尾張の人と共ニイギリスの船
ニ乗せられて天保八酉年紀州の三熊野の沖ニ取を乗て本人
を乗せ来り日本ひの由を通せんとて漁人の手りしニ是
事を報しても元かうけがハずして帰りし之ニ有目ニハ更や石
火矢ニて打掛られなる迄へせんかたなく夫より薩摩の山
川の湊の沖ニ掛りし時ニ越後の人ハ上陸させ役人へ参る会

去んとせしニ陸地一円ニ幕張なとせしゆへに寄る越後の
人もいつれも船ニのせて沖ニ出て又石火矢ニて打掛られける
由。何も此方しても帰らしと此所の船ハ来らぬ年一説ニ合せ
さるよ事ニてあつる七拾余を乗りける石火矢も途中
にて揚け去りて帰りまし右の通りニ此故とも其の本ニ帰
りたくとて余のあらん事も覚束なく情なくも本人
の下男ニ召仕れ居りけるよし右様きくの物語ありけり
存せしけるとぞ初太郎の国出ハ去し去ル卯年正月
の中比あり此度の食物ハ米粟ニして米魚獣肉なと
もあるニそのうち日本ねにして四月まて遅留せり気候
も日本ニ異なる事なし大体唐人ハ三分ニ計住める

然し遥国の内にても見世物すしに佛寺もあり其の寺院
にも多く参詣する芝居も見しに本朝の様ハ能く立ざまし定
芝居ハ常く立まし廻り舞台を備ひなる所本朝芝居のごとく
見物の仕様第一なり男女の姿形をも美く絵すなる事
なし女の足小さきをよしとして幼少より布にて巻しく大人の
足の大きさ七八才計の足程なる也歩行ぶり纏をつけて
纏の如し諸の所見苦しき也同四月の中旬に乍浦へ便船にて
出で右漂民の人三人と和泉郎二人乗りて此処を出帆にて此
時メリカ人も交ひ乗組して夜に入て風波あり候て悪
しく有て紅毛の人に助られ急にして出帆同六月十日にシニポと
いふ所へ着船す シニポといふ即ミシホウ 寧波の事なるべし 奥門より一九百里餘りなるべし

と覚えて此所に唐人計住居其処之役人体の者に十日逗留
して同所より川舟にて乗組水主四人乗りて右に七人乗組
寄に役人の乗る舟も被附候て所々にて行届き案内もあり
し様子見て同所より出二千ウといふ所に着て此所の役人へ
引渡し シニポの人に帰り此所より里七百九ヶ所 卯手の記 二百の里程
まで逗留し夫より又川舟にて乗り同十二日に乍浦に着き
シニポより八二百里も有と覚ゆ海上八五十里計のよし此処に
て八舟ハ乗り難く籠子に乗て役人の案内 籠子ハ左右を後の二貫 担ぎて張り左右に立を乗り
籠子より前を引く 其下に寄り乗り籠子を担ぎて分け八人にて 籠子を引て案内して附
添居く役人もあり立たる中央に曲禄に乗り
紋付子の装束着て其の役ある笠を着て左右に十人計

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

立帰り通事唐人出て漂流の次第年月等一通り申
述候て通り相済候處ニ其外本國の漂流
人六人居り候ニ付漂流の様子咄合し事也食事ハ一日二度
ツヽ朝ハ粥並晩ハ飯ニ菜魚ニて悪敷事無之勿体なき
程の事ニ而有之候菜ハ油あけ豆腐或ハ干魚ニ大
根など煮て出し申候扨又九月八日ニ右助も出帆ニ相成
初三郎ニ再会いたし二月中旬ニ至リ順風次第ニ出帆と治定を
待候ニ付而船頭共の雑儀も有之候ニて唐人
ニ来り心細く思ひしかるに同十二月十二日ニ永泰と申船ニ
初三郎五助はしめ出船三蔵外四人乗組て出帆せり
此度通訳中ニ龍本蒲…本…ニ入皆唐人乗世話い

たし唐人ハ右残らず通事に唐人中へ申送り相済
て則ち寧波府へ帰りし其より同十六日漂流と申船ニ其助
并七次郎出帆致し其外三蔵文治郎と五人乗組て出
帆せし船中ハ西の方経て…處ニ居ても何も知らずして
今般ハ大体乍浦通事中日…船中より日本の山見
へし時祝儀として酒肴を出し同十二月二日長崎ニ着岸し
直ニ御奉行所の…ニ来り揚り屋ニ入…
ニ漂流船も着て外の五十人の者共も上陸して一所ニ来リ
三日目ニ御奉行所の…ニ…も…長
崎ニ…船ハ外ニ…物並ニ魚類の…晩ハ…
…役人…ても…の節も…上り…

さるべしと思ふ中出立し事七月に大坂荒風丸の帰帆に
便し月代ハもとの如く鋏をもてきさみ居たり當四月の下旬に
なりて帰りて衣類の新たしきに六月の頃におのおの掌物一
帯一筋ずつ下されたり去年来るに帯一筋手拭一筋傘
一本ずつ一度下されけるまて目うたさまよへん事なかりしと
語り侍りぬ

長浦にて逗留の中去年イギリス之合戦の時唐人矢に
てお渡されしと公家を見しに唐土と和睦の時唐土
より三十ヶ年の間に二千二百万の金をおくらんと約束して是を
しるしに時は又戦争に及ぶんとも唐土にて今に二百余艘
の軍船唐土に近寄るの事ありとあり

此一色ハ初太郎 天保十五辰 二十四年 支元のたぬ長崎表へ小伴若党なりし
富島氏 名ハ祐助と号し官位と称し中小性格 の掌記になりしとて右人の言ことを
かくして写しおきぬ外に長崎にて安芸雅四郎と唱和の
詩あり これもまた写しおきぬ

北渚富嶋光因官事来崎賊此為贈兼請是正

橘吉江 安芸氏称雅四郎本州川端村人今為鎮府公用人在崎陽

難民去歳鵬程護送殷勤自太清新侶有縁訪
陋廨舊明寄信識尊名阿陽君獨遣唐使崎港我

看カ

猶留学生帰臥故山心事足青雲未肯慕朝衡

長寄客舎酬吉江見贈之作次韻

齋藤 裕

一舩漂泊入雲程萬里帰来知世清若不渭城叨使
使節安見瓊浦有英名那邉父母悲新死幾處弟兄
欣再生裏花只懼辱
君命顧能為國作權衡

阿波の彌吉郎ハ亜墨利加より音信ありし一話
弘化三丙午年長崎へ通ふ船中四月十七日風に逢ひ出行し途中より
津川文作と云人好事にて漂流紀聞を集て居ける亜墨利加
林吉至りて甚る見ちと言人にて逢しに其ノ時は石居町聖寿院と申
寺へ参り紀聞漂流人孫吉かゆ申処存たる紀聞役人へ承て参
居り処臨ミて難逢りけるなから港内はや入見物ニ一統出て
より其ノ余ハ船の長崎住紀聞之達村田四郎様の中まで幸の通
達一円にて参るゆへ多人数にて揃ひ甚る和吉郎が内より新も
ありし同時漂流の内僅人ありしより見せて申あかりと承り
より船中にて処直子同居より参る処蔡御紋の之張幕楼持
幷に翌日より役人御中にて孫吉其之人待まて仕居りして一

為挨拶上宿にて此度の万次郎ヘ船主の長として万次郎
より彼も互にして出船延引に付大に悦ひメリカ出帆の
時より此事を心懸て来り今度中浜万次郎分の孫
三右衛門にて神の引合にして却て親しく成り保十二年壬寅
四月万次郎同船にてサスラメリカ南メリカを云ふ所中アリタカリホル子
外カリホル子之サニホセと云所に着十年人の内に衣服段々内衣
トミコウト云段中し万次郎儀ハ三年九月に乗廻し相済
助と商人にてマサトラニへ参りドンルイスと申傳吉の方へ世話
成遣す傳船を頼み出帆のよし傳吉にし此後彼等ハ
来く其外世話をして参りたしラッハスのホセサンタクロスと申役人
の内へ参る也居候癸卯年十月傳吉(?)の阿波の

の万次郎八丈の方へ私四人にてマサトラニへ参り此所にて六
七月(?)の乃後万次郎を遣し東部海陸を参り万次郎申通
四百里も乃しとかし今延にて参りし私も参りハヤママ
イラキリニミツボと申所に段々回見て参り候此度之程やお
召し存せし料理の之を申し延参り料理人にて相勤上下
十七人の給金往返を月銀銭六ツ売に給銀を取し
此銀銭を存し唐へ参り三百文の價にして大を持
銭をも用ひて相用し加賀の無事(?)保護の件にて船頭の
傳之申稍々延しマサトラニへ参りサニホセと申人達
も銭を遣し当年の無銭とて万次郎もよく参り和
数年イスハミヤ船に乗りし南紀の要(?)橋廣の岩吉

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

然処の乙丸南部の三吉の四人ハイスハニヤ船破壊ニ及び家子溺
死し同年ある情ありし処に残る壱人風にてマサトランへ参り一統
露き一緒ニ而イスハニヤ船破壊之と少々ニ而矢張カリホルニ子の
内ワイマアニと申処へ掛四人ニ而新ニ造船岩吉両死三人
ハ東の洋を渡りワキワライリと云処へ参り為ニ壱人マサトランへ参り両
ワキワライリと云マサトランとは廿日路も隔たり居り後ニ三人の便も承
知し弥我々ハ銀子甲辰年四月十日此亜墨利加の商船ニ而渡世
銀子を五十枚相出し右処壱人にて出帆同年六月十日広東
粤門へ着岸八月右粤門出帆いたし乍浦ヒヨニコシと申処ニ而船
替り三十日滞船いたし又舟山ニ而二十日滞船高ノ除と申処ニ而年
を越弘化二巳年二月新ニ川舟ニ而同十三日乍浦ニ着致し

然吉伴ニ而商人ハ松平サトラン出帆後マ子ラの船便相付マ子ラニ
帰る支那奥門へ着岸同所乍浦ニ一同落合いたし支那此亜同年
其末へ渡り候乍浦を出帆七月本国清商壱艘ニ而長崎へ参
り出帆せしに十日経て右所へ参り候ニハ松平亜源次人の手の上ニ而第
一ニ御座候即ち此段見セ候趣ニ而扨を御座候サンホセ又ニケリチ
ヨウサの内ニ追而中にハ七ケ所国々ニ而テヒスと申人の国ニ而此段
書ニ御座候出帆の後ハ其私を治いたし当處ニ而被成候ニ
罷有病人と残り五ヶ所張も多く右候マサトランへ参
り候も本国海の内ニ於て之ニ而延す大ニ様ニ成危篤
私の大ニ取段に居候而然陸ニ参し夫々地所尋
遠き上ニ而幸ニ候へ共甚以而奉存候ニ相成ても六

今般往々紙の飛脚を以一同申遣し候得ハ兼て出帆を
もとのヤンノイキリシツホ迄ハ五日程の船路にて候ニ只早々相止メ兼
候由と云ふ事ニ付直ニ船ニ乗り帰り申し候而已字帰り
ぬ方とて候ひし私出帆後ハ子共を始め和尚印ハ何とも申さす
子供一同ニ申し度の事ともなく候ゆへ可申様ニ存
る私共へ申し上方一ハ和尚印子共面々ニ其ハ何故の人ニも候と
ミへ候ニ付父母共和尚印へハ申の者ニ候ニのみ申ておゐ
新たに罷門まて和尚印ニ申し候て候ゆへ申故ニ亭子小並
是ハ利分の船子共ニ申通ニ七兵卯へ是ニて候得 ヤンノイキ
リシツホ余往大ニ参り申へ被下候得ハ相成 和尚印へ
申付て有之候 あて サドラニ而 セホセの子ハ居り候て申付へ

ミケルチヨウサの内一統ニ極メ居候処ニ然し是ニ付 候得
気の毒ニ存候て一ニサトラニ而とて和尚印遅届候へハ ドニルイス八甲
辰年ニ病死いたし セニヨウラ ヨシニゾト ハ十人の子を遺し居申候
候然ニ今般ヤンノイキリシツポの内ニ私共を紛れ為請度候
子私出帆二三日後ヤンノイキリシツポの内ニ罷戻の節ハ家族
大半ハ段セニヨウラ十人の子を遺し サンブラスとて是迄ニ引取り
おゐて一時私を見込候家を出し 彼子人の並ニ志幸不
幸相続しさての事ハあらまし 時々兼業ヨリ家々ニ息子無
へ任引し地をさん相遠方へ引越候様ニ漂流の者人ハ追て
故郷へ帰り候和尚印も定て気ニ掛て居候事と存候
ら其家の事を悦ひ申し候ニ付又鉄砲ニ和尚印迄

あつラツハスのワンタと銃卒の薬ハ律ニ候切なる人々をくトヒルイス
病家中へ海上四百里餘を去りてマサトランと云ふ所に抱世
話いたし居て是又病家和又、初太郎於同所イスハとニや船に
来たる者カリホルニのカボサンロヲ彼家ハ在る世話しイギ
リスの産の人にてヒチと云人の家の由律ニ写して此家を
辞してサンボセ七八十軒ニ於て合相の如く紙緒を着けつけ
れしサンボセ中へ信仰ニ来り参りても絶て両度の上に薬船
の例として其の所に於て役人中皆甚だ喜初太郎喜
喜びれしきス村御出合て役人中目覚とを成りて其て
おかれ立帰りし孫市書四十七隠に不便来りて就ておに
初太郎善太郎を見し養お初の処、初太郎重ニ被らせし社

年の若ハ何れも善太郎ニ見てる由初のハ老人故ニ此義を承り
と答へし因果の上りて駿川四郎ニ出合しに七太郎義
病の者免来れし趣見清右衛門船をわりて後第四
全道の漂流人作浦へ来りて故ある事の文書中都合よく送り由
まと相出られて存じて其仲ろニ七太郎も弥死
子ニ帰りし宮ニ初太郎岩吉某の絶域に不思議ニ存命
悔悟の上再び帰国の事に至りし一つ前古未聞ならの
事哉

嘉永二己酉の夏写し畢

棕亭主人

862
1

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂民御覧之記』 請求記号 862-1

ガラス使用